

統合報告書の 信頼性付与に向けた考え方

越智 信仁

A Study of Audit and Assurance Services in Integrated Reporting

OCHI, Nobuhito

Abstract

When non-financial information is legally disclosed by the part of financial reporting and it is made to the object of audit, as for an auditor, it is rational to judge the fair presentation of financial reporting as a whole from the viewpoint whether supplement and complement information for the understanding of financial figures is provided. On the other hand, when it tries to assure the reliability of the value of non-financial information independently with financial figures, it is very difficult practically that the assurance practitioner examine comprehensibility of non-financial information and express an opinion concerning the fairness of disclosure on the basis of own substantial judgment. Such a tendency is remarkable especially in integrated reporting on management approach, the problem of whether it is possible to assure the reasonability of management judgment arises. It seems to be difficult to set the uniform compliance standard of assurance under the management approach, so it is thought that the assurance practitioner can only involve focusing on verification of information decision process based on the standard used in the company, and the practitioner's conclusion (limited assurance) is expressed in the form that conveys that, based on the procedures performed, nothing has come to the practitioner's attention to cause the practitioner to believe the subject matter information is materially misstated.

要約

統合報告における非財務情報開示の目的に関し、主として財務数値の補足・補完と捉えるのか、財務諸表情報とは独立した情報価値を重視するのかによっても、監査・保証の立証命題は影響を受けると考えられる。非財務情報が財務報告の一環で統合開示され監査の対象とされる場合には、財務諸表の理解を補う情報が提供されているかとの観点から財務諸表情報との関連性や説明性を主眼に据えることにより、全体としての財務報告の適正表示に関する意見表明を行うことが現実的であろう。一方、例え

ば任意開示の統合報告において、財務諸表情報とは独立して非財務情報自体の信頼性を保証しようとする場合には、マネジメントの判断そのものの合理性や開示情報の網羅性等を直接的に検証することが求められるが、非財務情報について完全性ないし網羅性の命題設定は困難であろう。統合報告書は未だ多くの国で任意開示が模索されている段階に過ぎないが、制度化以前の任意開示段階において会計士等が信頼性付与に関与できるのは、適切な準拠基準に基づいて作成された数値の合理的保証等や、非財務情報の作成プロセスに着目した限定的保証に止まり、情報内容の「妥当性」に踏み込み形での積極的形式による結論の表明は、現実的には困難と考えられる。

キーワード

IIRC (International Integrated Reporting Council)

統合報告 (Integrated Reporting)

非財務情報 (Non-financial Information)

監査・保証業務 (Audit and Assurance Services)

ISAE3000 (International Standard on Assurance Engagements 3000)

はじめに

社会・環境関連情報の開示については、かねてより広範なステークホルダーを念頭に持続可能性報告書等の公表が行われてきたところであり、近年は国際的に、ESG (environmental, social, governance) 情報を戦略的な非財務情報に含め財務報告に取り込む動きが活発化している。財務・非財務情報を接合したのが「統合報告書」であるが、開示のコスト・ベネフィットをトータルに考えていく際には、情報への信頼性付与策のフィージビリティが開示のあり方をも左右し得る。投資家が、信頼された情報を見て、どのような経済的意思決定をするか、その意思決定が信頼性を付与することによってどれだけ有用性が増すかとのベネフィットや、保証のためのコストを踏まえ、全体としてのコスト・ベネフィット判断の下で、保証の程度（投資家にどうい

う保証をすることにニーズがあるのか）が検討されなければならない（水口・魚住・古室・渡邊・佐伯[2007]97-99頁（魚住・水口発言））。

折しも国際監査・保証基準審議会 (IAASB) では、統合報告を含む各種非財務報告書等に新たな保証業務基準の開発が必要かどうか、作業グループを通じて保証ニーズの基礎的研究等から着手していく方向にある（関口[2013]24頁）。また、国際統合報告評議会 (IIRC) から2013年12月に公表された国際統合報告フレームワーク (IIRC[2013]：以下、フレームワーク) では、外部保証の方策については具体的に述べられておらず⁽¹⁾、そもそもフレームワーク自体が統合報告の詳細な作成基準を提供するものではない (1.5、1.9項)。その後、IIRCは統合報告書の保証を検討する出発点として2014年7月に2分冊 (IIRC[2014a][2014b]) を公表したが、そこでも論点整理や検討ポイントが提起されているに過ぎない。

(1) フレームワークでは、情報の信頼性に関し、「強固な内部統制及び報告システム、ステークホルダー・エンゲージメント、内部監査又はこれと類似した機能、独立した外部保証などのメカニズムによって高められる」(3.40項)と言及しているに過ぎない。

このように統合報告書への信頼性付与の具体的方策は今後の課題に残されているが、統合報告書に含まれる非財務情報の監査・保証のあり方を考える際、それが制度開示の対象となっているか否か、あるいは主として財務諸表情報の補足・補完と捉えるか、財務諸表情報とは独立した情報として扱うかの想定によっても、信頼性付与のアプローチが変わり得る。そうした問題意識から以下では、非財務情報への信頼性付与に向けた考え方として、①財務諸表の存在を前提に、非財務情報が制度開示の対象となり、財務諸表情報の補足・補完情報として信頼性付与を考える場合（「間接的アプローチ」と呼称）と、②財務諸表を前提とせず非財務情報を独立に、国際保証業務基準（ISAE）等に基づく信頼性付与を考える場合（「直接的アプローチ」と呼称）とを区別して、非財務情報部分に対する監査・保証のあり方を考えてみたい⁽²⁾。

1. 間接的アプローチ

1.1 国際監査基準等の取り扱い

非財務情報に対する一般的な国際的保証枠組みの嚆矢としては、2003年12月に国際会計

士連盟（IFAC）から公表されたISAE3000（改訂）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」がある⁽³⁾（2005年発効、2013年改訂）。ただ、ISAE3000は国際会計士連盟が策定した公認会計士等が準拠すべき枠組みであって、もとより各国の法定監査に際し適用が義務付けられているわけではない。財務報告として開示される非財務情報の監査人の関与については、ISA720（改訂）「その他の情報に関連する監査人の責任」で規定されている⁽⁴⁾ほか、欧州では会計法現代化指令により環境・社会関連情報の年次報告書への記載を義務付ける（第4号会社法指令46条）と同時に、監査人には財務情報との矛盾がないかどうかの整合性チェック（consistency check）を求めている（同51条）。これを受けて、開示義務を履行している欧州各国は全て整合性チェックを行う一方、スウェーデン、ドイツ、デンマーク⁽⁵⁾といった国々では、整合性チェックに止まらず、通常監査対象の一部（part of the full audit）として取り込む動きもみられた（FEE[2008]pp.41 and 54-56）。

この間、イギリスでは、2005年10月に公表された「公開草案—国際監査基準（イギリス及びアイルランド）720（修正）」において、

(2) 本稿は、越智[2015]第6・7章を基礎としつつ最近の情勢を踏まえて作成した。

(3) その他の基準として、例えばイギリスのアカウンタビリティ社によるAA1000保証基準（2003年<08年に改訂>）等がある。なお、欧州会計士連盟（FEE）の討議資料「持続可能性報告書の保証業務における主要な論点の概要」（FEE[2006]）では、スウェーデン、フランス、オランダ、ドイツについて、持続可能性報告書の保証業務基準を分析しており、そこでは、主題が複雑なことから、持続可能性報告書の領域においては、「一般的な国際保証業務基準だけでは十分ではないが、一般的な国際保証業務基準は、より特定の基準設定のための適切な出発点である」（FEE[2006]p.6）として、ISAE3000をベースラインに位置付けている。

(4) クラリティ・プロジェクトを実施する過程で現行ISA720の見直しも俎上に上り、2012年11月には公開草案「監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる又はそれに付随する開示書類に含まれるその他の記載内容に対する監査人の責任」が公表された。その後、2014年4月の再公開草案へのコメントも踏まえ、2015年4月に至り、その他情報に対する監査人の作業を強化する形で基準改訂が行われた。

(5) デンマークでは、2008年6月末まで同国監査基準585号において財務諸表とともにマネジメントレポート部分も通常監査の対象であったが、2008年7月以降、他の多くのEU諸国と同様、マネジメントレポート部分は整合性チェックのみで足りることに改められた（FEE[2009]p.39）。

OFR (Operating and Financial Review) の監査に関し、当初、「結果」というよりもOFR作成「プロセス」の適切性を検証するという考え方を導入していたが、最終的には制度化の過程で検証内容が後退し、不整合に関する検証に止まった経緯がある。すなわち、結果的には国際監査基準と同様に、OFRに記載されている情報が当該年度の財務諸表と整合しているかが求められたに過ぎず、監査人としての機能遂行において要求される監査手続や文書化の手続を超えて、OFRに記載されている情報に追加的な監査手続を用いて検証したり、あるいは文書化を行うことまでは最終的には求められなかった(山崎[2006]37-40頁)。

アニュアルレポートが会社法に基づく法定書類⁽⁶⁾となっている欧州では、スウェーデン、ドイツ等において現代化指令で盛り込まれた非財務情報部分(ESG情報等)を含め通常監査も行われており、そこでは主観的判断情報に対する監査可能性ないし検証可能性の問題が浮上することになる(FEE[2008] p.41)。この間、わが国でも、国際財務報告基準(IFRS)の影響下で、従来は財務諸表外情報であった金融商品のリスク情報等の注

記開示化に伴い、非財務情報の監査対象化が進行している。従来非財務とされた情報が監査対象になるという意味において、財務諸表本体以外の情報を財務報告上どこに区分するかの問題⁽⁷⁾は別にして、スウェーデン等と日本(あるいは同じ対応を行っている国々)は、同様の監査可能性の問題状況を共有しているともいえよう。

非財務情報の監査可能性を考える際、財務報告の一環で開示され、かつ法定監査の対象となる場合には、リスク情報等の注記に対する監査と同様に⁽⁸⁾、財務諸表を補足・補完する情報が十分に開示されているかの観点が必要視されると考えられる。そこで留意すべきは、非財務情報あるいは注記は有用ではあるが情報を欠いたとしても財務諸表本体の計算構造には何ら影響を及ぼさないのであって、非財務情報あるいは注記は財務諸表本体で採用された見地を補い、もって企業の全体像を明らかにすることにその役割があるという点である。こうした補足説明機能に着目すると、その立証命題については、情報の網羅性ないし完全性よりも財務諸表本体情報との関連性を通して、説明の適正性、妥当性を判断することが主眼になると解される(越智

(6) 制度開示書類として、わが国では金融商品取引法に基づく有価証券報告書、アメリカでは証券取引所法及び証券取引委員会(SEC)の規則に基づくForm 10-Kが代表的であり、アニュアルレポートはわが国やアメリカでは法定書類ではない。

(7) 注記・その他非財務情報の境界は、本体・注記のように測定硬度の視点のみに基づくものではなく、むしろ定性情報を含む計算の根拠など財務諸表本体金額との直接的関連性、その説明力等が中心的なメルクマールになっていると考えられる。しかし、中にはゴーイング・コンサーン注記のように、監査を受けることが望ましいか否かという政策的な判断とも密接不可分なものが含まれる。また、近年の英米における会計基準設定主体は、注記の範囲を決定するに際しアドホックなアプローチを適用している(古庄[2010]31頁)など、現状の注記事項を全て理論的に整然と定義し線引きすることはますます困難化してきている(越智[2012]173頁)。

(8) 日本公認会計士協会・業種別委員会報告第45号「銀行等金融機関における金融商品の状況の開示の監査に関する実務指針」(2010年5月18日)では、時価等開示適用指針の規定を受けて監査人は、市場リスクの定量的情報が、その限界を理解できるよう適切に記載されているかどうかを検討する(21項)ことが求められる。すなわち、監査人が関与するのは、計測方法選択の妥当性ではなく、マネジメント・アプローチの下で、あくまで金融商品から生じるリスク等が明瞭かつ包括的に説明されているかの検証が主眼となっている(越智[2012]178頁)。

[2012]176頁)。欧州における非財務情報の開示基準は定性的で各社裁量の幅がある中で、非財務情報の内容に関して網羅性等は嚴重にチェックされておらず、あくまでも非財務情報が財務情報を補っているかどうかが問われているとの指摘（企業市民協議会[2009]8頁）もある。

1.2 統合報告の情報特性

統合報告書には、①財務報告書と持続可能性報告書等における開示媒体の統合という意味と、②企業経営のプロセスにおいて財務パフォーマンスと社会・環境パフォーマンスを関連させ統合して表示するという2つの意味が含まれている（國部 [2011] 123頁）。前者の開示媒体の統合には、基準設定主体に増大した開示量の簡素化の観点から財務報告のあり方に再考を促す要因も作用した一方で、後者の意味での統合報告には、環境や社会に関わる情報（ESG情報）を含め企業財務に結び付けることにより、企業の中長期的な戦略を浮き彫りにし、持続可能な価値創造に向けた経営と開示を促す狙いがある。結果的に、統合報告は、複雑さが増す状況の中で組織が事業を行うに際し、社会上及び環境上のコンテキストを反映しつつ、組織の戦略、ガバナンス、業績見通し等に関する重要な情報を首尾一貫した全体にまとめ上げるものとなる。そこでの情報特性としては、現在及び将来にわたって価値を創造する動的な組織の能力を示すことになる。

現行の財務報告は将来キャッシュ・フローそのものを予測して開示しているわけではないので、財務会計を補足し将来予測を修正するものとして、様々な非財務情報が役立ち得る。それは単なる「環境に関わる情報」ではなく「投資判断のための情報」となり、当期の業績を単純に延長した将来像を、より現実

的に修正するための判断材料の一つとなる（水口[2011]110-111頁）。企業価値を測る際に、公開財務データから一步踏み込んで利益の継続性や源泉となっているものは何かという企業の根源ともいえる部分を確認しようとするとき、環境への取り組みをトータルに評価することは、この課題の解の一つになる可能性がある（菊池[2011]201-202頁）。ある種の環境問題や社会問題については、それらの問題に対する企業としての戦略やリスク認識の状況が、その企業の将来の方向性を予測するうえで重要になり得るのである。そこでは、気候変動に起因する食糧生産や水資源の問題、生物多様性と森林資源の保護など、様々な問題が浮上してくる可能性があるが、企業と投資家の接点として企業価値に関連した重要性が強く問われることになる。

ここで重要性という概念は、持続的企業価値の視点から捉える必要がある。それは投資家を中心としたステークホルダーの意思決定や自社の企業戦略に重大な影響を及ぼす社会・環境の要因を評価して、あくまで将来の財務情報に影響を強く与える自社に特有な課題を絞り込む（水口[2011]111-112頁）という考え方であり、企業固有の戦略と密接にリンクする。結果的に、統合報告の中核は組織のビジネスモデルそのもの、すなわち組織が価値を創造・維持しようと努めるプロセスとして捉えられることになり、そこでの開示情報の選択（開示基準）は、必然的にマネジメント・アプローチに大きく依拠せざるを得なくなる。個々の企業の特徴を反映した重要課題が開示されるためには、重要性の概念やその評価方法等を開示枠組みとして示し、これに基づき開示企業が自ら重要課題を特定していくアプローチが適切との提案（日本公認会計士協会[2011b]3頁）がなされる所以でもある。

1.3 監査・保証のあり方

統合報告書は多くの国で未だ任意開示を模索している段階にあり報告形態も多様であるが（日本公認会計士協会 [2015] 51-53頁）、財務報告の一環で、財務諸表の理解を補う情報としてESG情報や戦略情報等の非財務情報が制度開示で統合報告されるのであれば、基本的には財務諸表情報に対する補足的な説明性・関連性等を検証する観点から、非財務情報の開示・監査基準を組み立てていく方向性が現実的であろう。すなわち、統合報告が制度開示され法定監査の対象となる場合には、統合報告書における監査の主題は、財務諸表と注記、さらにはESG情報等からなる「一組の統合財務報告」と解され、全体としての財務報告の適正表示に関する監査意見を表明することが究極的な立証命題と構成されるのではなかろうか。

そこで監査人が非財務情報の監査に関与し得るのは、重要な非財務情報の開示に係る網羅性あるいは経営判断の合理性などの検証というよりも、金融商品におけるリスク情報の注記開示における監査と同様、あくまでマネジメント・アプローチによる経営者判断の下で組織が管理・保有する情報が適切に記載されているかの検証が中心になると考えられる。財務諸表の個別の立証命題として、監査基準では、「実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等」を規定しているが、「等」が示しているように、そこにおいて示された立証命題は例示にすぎず、黙示的なものもあることを示唆している（鳥羽[2009]231頁）。

統合報告書において、特定の注記情報やESG情報等の制度開示された補足・補完的説明情報に対して監査を行う場合には、説明情報自体の網羅性よりも財務情報との関連性や説明性が重要となろう。すなわち、重要な非

財務情報の選択・開示に関しマネジメント・アプローチに基づく前提条件・限界等の開示も経営者が併せて行ったうえで、これを受けて監査人としては、経営者によって財務諸表情報の補足・補完としての非財務情報が明瞭かつ包括的に開示・説明されているかの検証を行うことになるのである。そのためには、監査人が監査手続を通じて個々に立証しようとする対象となる命題を、明確に特定できるような制度的枠組み（開示基準等）を整えておくことが重要になると考えられる（越智[2012]179頁）。

2. 直接的アプローチ

2.1 データの保証

統合報告書に含まれる非財務情報を直接的に保証するスキームを構想する場合には、①データレベルの信頼性、②データ処理・非財務情報作成プロセスの信頼性、③非財務情報の内容自体の信頼性を明確に区別した理解（内藤[2012]338頁）が必要となる。まず定量的指標等については、統合報告書で他団体の開発した適切な個別測定基準が利用・開示されていれば、保証業務実施者にとっては適切な準拠基準になるので、原則として十分かつ適切な証拠の入手が可能となる。なお、フレームワークでは、KPI（Key Performance Indicators）のような定量的指標や金銭評価額は、組織による多様な資本の利用及びそれらに与える影響を説明するうえで有用であるとしている⁽⁹⁾（IIRC[2013]1.11、3.8項）。

非財務情報であるデータの検証では適切な算定基準⁽¹⁰⁾が必須となる。例えば温室効果ガス（GHG）排出量のようにISO14064-1等の算定基準があれば、ISAE3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」（IAASB[2012]）の枠組みの下、報告書の脚注で適用される基

準の適切な説明を記載したうえで、当該基準に準拠して作成されている旨の結論の表明により合理的保証等を行うことが可能となる (IAASB [2012]72-76項)。ただ、あくまで基準準拠性による保証が可能となるに過ぎず、GHG情報が排出量を適正に表示しているかどうかについての実質判断を伴う意見表明を行うものではない。定量情報とはいえ、一定の仮定 (モデルや使用されるパラメータを含む) に基づいて計測されるものであれば、そのような仮定を利用した測定に関する不確実性の前提、GHG情報測定の科学的限界等⁽⁹⁾を併せて開示しておくことが必要となる (IAASB[2012]76(e)項) 所以である。

他方で、データレベル以外の経営判断部分については、情報のフィージビリティや妥当性の判断を交えつつ投資家が企業価値評価に役立てることになる。そうした中で、会計士等のフィルターを通すことの有効性やコスト等を総合的に勘案すると、先述した内容の妥当性に係る保証 (③) に会計士等が関与することは困難と考えられ、会計士による非財務情報への信頼性付与については、データの基準準拠性 (①) やプロセスの透明性 (②) を基礎とした保証に意義を見出すべきであろう。データやプロセスに着目した保証につい

ては、主題情報の性質 (硬度) や業務要件の成熟度等に応じて、合理的保証業務又は限定的保証業務の実施が検討されることになる⁽¹²⁾。

2.2 プロセスに着目した保証

統合報告書では、マネジメント・アプローチに基づいて、将来キャッシュ・フローの創出に結び付く価値創造ストーリーを構成する非財務情報が開示される。不確実な将来キャッシュ・フローを評価するのは、企業ではなく投資家の仕事なので、経営者は企業の投資から得られる将来キャッシュ・フローの分布に影響するような、企業の収益性に関する情報を投資家に開示することが求められ、その意味ではIR (Investor Relations) の機能とも近似する。その際、経営戦略やリスク管理等において優先させるべき事項は企業価値の源泉によって千差万別であり、企業はその固有性についての情報開示が望まれるが (神林 [2012]14頁)、こうした情報の多くは機密性が高く検証不能であり、概略的で定性的にしかならないことができないことが多い (Kanodia [2006] (佐藤・奥村・鈴木 [2011]24頁))。

逆に、経営者ができる限り自由度をもちつつ、戦略経営の考え方や方針を明らかにするという開示メカニズムの本旨からすれば、動

(9) ただ、数値のみではコンテキストを十全に補足し得ないので、定量面と定性面が相互に補完し合うことが想定されている (IIRC[2013]1.11項)。例えば、温暖化ガス排出量という物量情報だけでなく、そのデータの企業価値における意味やその評価についての追加情報とセットで開示を促進していかなければ、将来の財務的影響が推し測れず開示の意義が薄れかねないのである。

(10) 適切な算定基準とは、温暖化ガスの例では一つの排出実態に対し、その算出基準に基づき算定される限り、いかなる者が排出量の算定を行ったとしても、恣意性が介入せず、原則として実態に即した同一の結果が得られる基準をいう (日本公認会計士協会[2010b] 8頁)。

(11) GHG算定のために数理モデルが利用する排出量要因については、不完全な科学知識により、全ての状況の下で正確に特徴付けられないことなどのため、不確実性の影響下にある (日本公認会計士協会[2011a] 3頁)。

(12) 非財務情報の保証において、主題情報の性格や項目等により保証水準が異なるケースを一つの保証報告書で報告する場合には、業務実施者は、全ての保証業務対象項目に合理的保証を付与したと想定利用者が誤解することのないよう留意する必要があるため、①対象、②業務概要、③結論をそれぞれ別個に記載するなど、保証水準の差別化の下で多元的伝達方法が工夫されなければならない (日本公認会計士協会[2010a]27頁)。

態的な経営判断情報に関して投資家は経営者のメッセージをダイレクトに聞きたいのであって、会計士等がその妥当性の保証に参画してくることは、経営者を身構えさせ情報鮮度の低下を招きかねず、通して欲しくもないフィルターを通すようなもの（CAQ[2012]p.3）との見方も生じ得る。実際、アメリカではPCAOB[2011]において、財務諸表以外のその他の情報（MD&A）に対する監査人による証明業務の義務付けを論点として提示した際、これに対する投資家からの賛同は少なかったようであり⁽¹³⁾、そうした情報に対して監査人が保証を提供することに投資家は便益をあまり見出していないともいえる（甲斐[2013]27頁）。また、イギリスで過去にOFR（Operating and Financial Review）に対する信頼性付与について議論された際にも、定性情報に対する監査人関与の拡大によって、株主と会社間の意味のあるコミュニケーションが喪失しボーラプレート化を助長するリスクが存在し、むしろ監査人によりコミュニケーションのプロセスが阻害されることで状況を悪化させる懸念が示された（ICAEW[2009]p.28）。

投資家は、足許の財務数値を起点に非財務情報を組み合わせて長期の将来業績を予想し、その解釈が正しくて市場コンセンサスを上回れば超過収益を獲得する一方、それが誤っていれば失敗に終わるのは自己責任として自明である。その際、会社が提供する将来情

報等の価値解釈そのものが信頼性判断とも密接に結びついており、その判断責任を投資家自身が負うのは言うまでもない。例えば、戦略関連情報は長期投資家にとっては重要な情報源であり、その実現可能性を含めて投資家が解釈する一方、その内容の妥当性に踏み込んで会計士等に保証してもらうことを投資家は望んでいるのであろうか。同様の構図はIR情報の信頼性を巡っても観察される。IRでは、有用性が低い情報を自発的に開示する意義はないので開示情報の有用性にプライオリティが置かれるが、そもそもIR情報に対する保証ニーズ自体があまり聞かれないのは、投資家は情報の信頼性（妥当性）を含めた情報の有用性を判断しており、そこでの信頼性（妥当性）は有用性と密接不可分⁽¹⁴⁾なので、そこに会計士等が介入することのニーズを肌感覚として感じていないからではなかろうか。

戦略関連情報等の非財務情報に関し、その信頼性に係る妥当性は投資家が見極めるのであり、会計士等が関与し得るのは、データレベルの検証のほかは、情報の透明性に資するプロセスチェックにとどまる。すなわち、情報が組織的な内部統制の下で適切なプロセスを経て作成されたことの検証であり、保証業務実施者としては、実施した手続に基づけば、主題情報に重要な虚偽表示があると業務実施者を信じさせる事項はない旨の限定的保証により一定の信頼性が付与される⁽¹⁵⁾。過

(13) 当初は、情報の作成基準と保証基準に基づいて意見表明を行う枠組み（例えばAT Section 701）が提案されたが、最終的に、2013年8月に決定された監査基準の変更提案（PCAOB [2013]）においては、その他情報の監査済財務諸表との重要な不一致あるいは事実の重要な虚偽表示の識別に関する手続の追加（AU Section 550の更新）に止まった。

(14) 会計測定において「真の価値」が事前的に観察不能な場合には、「忠実な表現」であるためには利用者にとっての潜在的有用性が求められるようになり、情報のスクリーニング機能の点で「目的適合性」と「忠実な表現」は同質的な（重複した）特性としての側面を有することになる（越智[2012]130-131頁）。これと同様に、不確実性の影響下にある経営判断情報の有用性も、信頼性に係る妥当性判断と密接不可分になると考えられる。

去にイギリスでOFRへの保証が議論された際にも、OFR作成のプロセスに着目した保証が提案されたことがあった（最終的には財務諸表との整合性チェックに止められた）が、非財務情報を独立して保証する場合に、プロセス検証は有効性やコスト・ベネフィットの観点から現時点での一つの到達点（ベストプラクティス）といえよう（吉見[2008]563頁）。

そもそも非財務情報の信頼性付与においては、一つの情報に収斂するように他の情報が関係付けられて開示されるということが予定されていないため、主題情報の範囲は情報作成者の任意であり、各情報範疇に記載すべき情報内容は、様々に変化する可能性がある（内藤[2007]114-115頁）。ただ、仮に開示項目・様式が定型的に限定規定され、対象項目・対象範囲の適切性、算定結果の合理性、開示方法の適切性など、適合する基準の要件に関する具体的な判断基準（基準準拠性）が確保される限りにおいて、適切な主題又は主題情報となり得るので、準拠性判断に基づく合理的保証が可能となる余地は残されている。例えば、社会・環境以外の非財務情報への保証として、日本公認会計士協会の業種別委員会報告第36号「グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証に関する実務指針⁽¹⁵⁾」

（2011年6月7日改正）や、IT委員会研究報告第39号「情報セキュリティ検証業務⁽¹⁷⁾」（2010年5月18日）などにおいては、基準準拠性に基づく検証報告が行われる。他方で、そうした具体的な準拠基準が開示規範として明示できない以上は、保証業務実施者としては、経営者がステークホルダーのニーズの収集や経済的・環境的・社会的影響の程度の検討、主題情報の決定等の際し、適切な過程を経ていることの検証等を通じ、実施した手続きに基づけば、主題情報に重要な虚偽表示があると業務実施者を信じさせる事項はない旨の限定的保証が可能となるに過ぎないと考えられる。

フレームワークの基本原則では、「信頼性と完全性」とともに「首尾一貫性と比較可能性」を掲げている。自発開示の場合にも、証券市場は開示の継続性を通して、開示の経年効果から企業の姿勢や情報の信頼性を読み取ろうとしており、こうした傾向は開示の対象が非財務情報の場合に強いとされるが（伊藤[2011]56頁）、統合報告書においても、情報への信頼性付与により各社ごとに時系列的な一貫性は保たれ得る。しかし、統合報告書ではマネジメント・アプローチが採用され各社の独自性が許容されるので、他企業との比較は難しいうえ、そうした開示特性の下で完全

(15) 実際、IIRCのパイロット・プログラム参加企業を中心に20社のベスト・プラクティス事例を調査した結果によれば、具体的な数値指標の検証可能性が存在する場合は別にして保証に取り組んでいる先は全て限定的保証の実務にとどまっている（古賀・池田ほか[2015]49、373頁）。このうちデンマークのNovo Nordisk社では、2004年のアニュアルレポートから統合報告書形式にて非財務情報の開示とともに、財務諸表監査とは別に任意契約で保証（レビュー）が継続的に行われている（Novo Nordisk[2014]p.1116）。

(16) ここでの「検証」については、GIPS基準への準拠を表明する会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須基準のすべてに会社全体として準拠しているかどうか及び会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかを確かめるために独立した第三者が行う保証業務としている。そこでは、パフォーマンスそのものではなく、あくまでその基準準拠性を検証する合理的保証業務となっている。

(17) そこで用いられる「情報セキュリティ評価規準」は、検証対象である経営者の記述書作成の「評価規準」であるとともに、検証業務を実施する者の「評価規準」としても使用されるが、そこでの検証業務の主題情報は、情報セキュリティに関する管理状況について「情報セキュリティ評価規準」への準拠状況を評価又は測定した結果を表明した経営者の記述書とされる。

性ないし網羅性を担保し得る情報作成基準の策定も困難とみられる。統合報告書の開示特性の下では、定量的指標で他団体から適切な作成基準が策定されている場合は別にして、概括的なフレームワーク以上に具体的な報告基準（準拠基準）の整備には限界があり、保証業務実施者が非財務情報開示の全般に合理的保証の基礎を得ることは極めて困難と考えられる⁽¹⁸⁾。

2.3 内部統制の重要性

監査人の限定的保証を実効性あるものとするには、非財務情報報告に係る企業組織の自律的な作成・開示の仕組みの整備が必要となる⁽¹⁹⁾。イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）は2003年に、作成プロセスに着目してOFRを保証しようとする基本思考の下で、OFR作成プロセスに係る中間指針（ICAEW[2003]）を公表した。その中で取締役のためのOFRの6つの作成原則⁽²⁰⁾を明示していたが、OFRは組織化された作成プロセスから創出されるのであり、取締役会に対する日常の報告と承認を基礎とすべき

であって、企業組織における内部報告とOFRの内容について整合性を求めていた。第三者が作成プロセス自体の信頼性を確保する前提として、あくまでも企業の自律的な財務報告プロセスを基礎とすることが重要と考えられたのである（古庄[2011]46頁）。

わが国でも事業者自らが非財務情報開示の信頼性を高める手段として、環境省「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」では、当初段階（2007年12月）から、①自己評価の実施を基礎として、②内部管理の徹底、③内部監査基準や環境報告書作成基準の公開、④社内監査制度等の活用などの項目を示していた⁽²¹⁾。組織が環境マネジメントに関する情報の信頼性を高めるために内部統制システムを設置していれば、当該システムに関する検証が、情報の保証プロセスにおいても有用な役割を果たし得るのであり、こうしたアプローチは、「二重責任の原則」の下で情報の信頼性を高める方策の基本的な筋道と考えられる。

企業が非財務情報の作成・開示に向けた内部統制を構築していくうえでは、2013年5月

(18) 統合報告では、企業によって異なる価値創造の多様性や個性を表現することを重視しており、必ず遵守しなければならない規則や基準を細かく規定する性質を有しておらず、フレームワークについてもKPIや個々の課題の記載方法を規定するものではない（三代[2014]30頁）。フレームワークは「統合報告書」と呼ぶに値する要素の原則を示すものではあるが（IIRC[2013]1.14項）、仮に「統合報告書」に該当するかの要素認定業務を独立第三者が行ったとしても、それは情報内容自体の信頼性を検証する保証業務とは異質の作業であることは言うまでもない。逆に、開示項目を具体化するなどして情報作成基準の精緻化を進めると、情報作成者や保証業務実施者の準拠基準としては好都合でも、企業固有の価値創造ストーリーにはならず統合報告とは呼べない代物となってしまう（住田[2014]65頁）。

(19) フレームワークでは信頼性に寄与するため、ガバナンスに責任を負う者が、統合報告書の誠実性を確保する責任を有しているという認識等の表明を、統合報告書に含めるべきとしている（IIRC[2013]1.20項）。

(20) 原則1：OFRは取締役会全体の責任である。原則2：OFRの作成に関して公式のプロセスが存在すべきである。原則3：OFRはその内容に関して現時点で公表されている諸勧告に適合・合致すべきである。原則4：OFRは企業報告プロセスの結合部分であるべきである。原則5：そのプロセスは、OFRの内容が信頼し得て均衡のとれた理解可能なものであるかどうかについて明示的な考慮を含むべきである。原則6：継続的な評価と改善が行われるべきである。

(21) 当初手引きの解説自体は「自己評価の実施」のみであったが、2014年5月発表の第2版では、「内部管理の徹底」のほか、「第三者による審査」についても解説に加えている。

に改訂されたCOSO[2013]の考え方が参考になろう。COSO[2013]では、重要性が高まっている非財務項目を含め事業体に係る報告全体の信頼性を、内部統制の目的として明確に据えた。これにより、各種非財務報告に係る内部統制が体系的に行われていなかった場合には、内部統制の見直しを有効かつ効率的に行うためにCOSO[2013]の原則が活用されることになる。

各種非財務報告の中でも統合報告書の場合には、統合的思考に基づく統合経営の開示が求められるのであるから、開示に係る内部統制が体系的に行われると同時に、内部統制監視の中核となる内部監査も全社横断的・統合的でなければ、有効かつ効率的な監査として十分に機能し得ない。多くの企業において、内部監査活動が目的・種類ごとではばらばらに行われていることが少なくない状況下、全社的リスクマネジメントとしての有効性を高めるとともに、モニタリングを受ける立場から重複を省く効率化の観点からも、統合的内部監査への高度化が求められる（あずさ監査法人[2009]14頁、Deloitte[2011]p.10）。例えば、不正による企業価値毀損リスクに対応するためには、会計上の不正リスクだけを監査するのではなく、業務上の不正リスクやコンプライアンス上の不正リスクを対象として、会計監査、業務監査、コンプライアンス監査と連携して内部監査を実施することが有効であり、同時に業務を支える情報システムを監査するシステム監査との連携も必要となる（島田[2013]5-6頁）。

統合報告書のように全社的な事項を扱う場

合には、限られた経営資源で報告を投資家の求める水準で提供するため、報告の基礎となる情報を作成するプロセスや監視体制の再編・連携による強化・高度化が求められるのである。この点に関連して、バーゼル銀行監督委員会は、2012年6月に内部監査機能に関する各国の銀行監督当局向けのガイダンスを改訂（BIS[2012]）⁽²²⁾するとともに、2013年1月には「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（BIS[2013]）を公表し、金融危機の教訓として金融機関に対し、リスクデータ集計と内部のリスク報告プロセスの強化を求めている。そこではモニタリング機能である内部監査の高度化が求められており、当局向け報告及び内部向け報告において、経営管理と銀行監督のために、リスク管理部署と各種報告作成部署が連携して適時に正確で信頼でき関連性のある報告を作成するためのプロセスが有効かを、内部監査で定期的に評価する必要がある。また、銀行の資本の調達先、要件、比率計算を記録する定型的な報告書や規制上の事項など、透明性と市場規律に資するために開示される各種非財務情報の開示事項の妥当性も、内部監査の範囲に含まれている（BIS[2012]37-38項）。

このように報告作業が適切に実施されたかどうかを、内部監査部門か外部の専門家が検証することを要求していることを踏まえ、アメリカでは通貨監督庁（OCC）が、経済や資本市場に影響を及ぼす大規模銀行に対し、リスク管理や内部監査機能について、検査結果の5段階評価の上から2番目「Satisfactory（満足できる）」の水準にはもはや満足しない

(22) 「銀行の内部監査及び監督当局と監査人との関係」（2001年8月）を約10年振りに改訂した。旧ガイダンスでは原則9で「全ての業務と組織が内部監査の対象となるべきである」としていたが、新ガイダンスでは同趣旨の原則6に加え、当局が着目する分野として、リスク管理、自己資本の充分性と流動性、当局向け報告及び内部向けの報告、コンプライアンス、財務を挙げ、内部監査の対象とすべき具体的な項目を原則7で詳述している。

とし、最上位の「Strong（強固な）」の水準を目指すよう要請している⁽²³⁾。当局の動きも眺めつつアメリカの大規模銀行では、リスク管理、コンプライアンス、各種経営管理情報等の内部監査を適切に実施できるよう、内部監査部門の地位を一層高め、より高度な機能を発揮できる体制を整備し始めている（瀬廣・楠[2013]7、13頁）。

おわりに

ESG等の非財務情報については、これまでCSR報告書や持続可能性報告書などで任意開示されてきたが、近年、欧米では年次報告書での義務的開示が要請されたり、気候変動情報を中心に財務情報と統合した報告書が検討されるなど、ESG情報を企業実態あるいは企業価値の把握に役立てようとする開示規範策定の動きが強まっている。折しも先般のグローバル金融危機に際し、その発生要因として短期主義（short-termism）に焦点が当てられたが（IIRC[2011]p.9、UK[2012]p.8）、環境問題や社会問題は、長い目で見れば規制が導入されたり、市場の評価に反映されたりすることで影響が出てくる可能性があるので、長期的には企業価値に影響するという立場からESG等非財務情報は有用な投資情報であり、投資の論理からみた責任投資の根拠ともなる（水口[2011]112頁）。

他方、わが国においては、気候変動などのビジネスモデルの変化に伴い生じてきた非財務情報に関する開示規範やガイドラインはなく、国際的潮流の中で後れをとっているのが実情であるが、財務報告分野において適切な開示情報や開示システムを考察するには、開

示のニーズないし背景を踏まえ、開示の目的、その効果達成が投入コストとの見合いで合理化されるのかを明らかにすることが先決となる。そうした統合開示の枠組みを検討する際のコスト・ベネフィット判断の一環として、監査・保証の問題についても、開示目的に関係付けて総合的な検討が行われなければならない。

統合報告における非財務情報開示の目的に関し、主として財務数値の補足・補完と捉えるのか、財務諸表情報とは独立した情報価値を重視するのかによっても、監査・保証の立証命題は影響を受けると考えられる。非財務情報が財務報告の一環で統合開示され監査の対象とされる場合には、財務諸表の理解を補う情報が提供されているかとの観点から財務諸表情報との関連性や説明性を主眼に据えることにより、全体としての財務報告の適正表示に関する意見表明を行うことが現実的であろう。一方、例えば任意開示の統合報告において、財務諸表情報とは独立してESG情報等の非財務情報自体の信頼性を保証しようとする場合には、マネジメントの判断そのものの合理性や開示情報の網羅性等を直接的に検証することが求められるが、非財務情報について完全性ないし網羅性の命題設定は困難であろう。統合報告書は未だ多くの国で任意開示が模索されている段階に過ぎないが、制度化以前の任意開示段階において会計士等が信頼性付与に関与できるのは、適切な準拠基準に基づいて作成された数値の合理的保証等や、非財務情報の作成プロセスに着目した限定的保証に止まり、情報内容の「妥当性」に踏み込み形での積極的形式による結論の表明は、現実的には難しいと考えられる。

(23) わが国の金融検査当局においても、海外の先進的な事例を踏まえ、内部監査が監査役監査や外部監査と連携して適切に機能・貢献しているか検証していく姿勢が示されている（森[2013]14頁）。

【付記】本研究はJSPS 科研費（基盤研究（B）、No.26285102）の助成を受けたものである。

~~~~~

【参考文献】

あずさ監査法人[2009]『経営に資する統合的內部監査』東洋経済新報社、2009。

伊藤邦雄[2011]「財務報告の変革と企業価値評価」『企業会計』63巻12号、2011、48-57頁。

越智信仁[2012]『IFRS 公正価値情報の測定と監査一見積り・予測・リスク情報拡大への対応』国元書房、2012。

———[2015]『持続可能性とイノベーションの統合報告—非財務情報開示のダイナミクスと信頼性』日本評論社、2015。

甲斐幸子[2013]「米国公開企業会計監視委員会公開草案『無限定適正意見の監査報告書』及び『監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる特定の開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任』」『会計・監査ジャーナル』700号、2013、23-34頁。

神林比洋雄[2012]「統合報告—経営の透明性と説明責任」（日本ディスクロージャー研究学会第5回研究大会統一論題報告配布資料）、2012、1-23頁。

企業市民協議会[2009]「特集 CSR レポートニングの今後の方向性（非財務情報開示の今後の方向性と日本企業の課題/上妻義直教授講演要旨）」『ステークホルダーズ』74号、2009、5-10頁。

菊池勝也[2011]「社会的責任投資（SRI）ファンドの運用」水口剛編著『環境と金融・投資の潮流』中央経済社、2011、195-206頁。

古賀智敏（責任編集）・池田公司（編著）・沖野光二・島永和幸・戸田統久・付馨・島田佳憲 [2015]『統合報告革命—ベスト・プラクティス企業の事例分析』税務経理協会、2015。

國部克彦[2011]「社会・環境情報開示の展開—欧米の動向と日本への示唆」古賀智敏編著『IFRS 時代の最適開示制度—日本の国際的競争力と持続的成長に資する情報開示制度とは』千倉書房、2011、113-130頁。

島田裕次[2013]「内部監査における不正リスクへの対応—システム監査を含めて」（日本監査研究学会第35回東日本部会統一論題報

告配布資料）、2013、1-6頁。

住田孝之[2014]「統合報告の我が国経済への効果」『企業会計』66巻5号、2014、57-67頁。

関口智和[2013]「IAASB 会議報告」『会計・監査ジャーナル』696号、2013、23-25頁。

瀬廣圭祐・楠亜津子[2013]「金融機関における内部監査機能の高度化をめぐる国際的な動向とわが国の大手金融機関への示唆」『月刊監査研究』476号、2013、7-20頁。

鳥羽至英[2009]『財務諸表監査 理論と制度（基礎篇）』国元書房、2009。

内藤文雄 [2007]「CSR 情報保証業務と財務諸表監査との対比—保証内容をめぐって」『会計・監査ジャーナル』624号、2007、108-116頁。

———[2012]「非財務情報の監査・保証業務」広瀬義州・藤井秀樹編著『財務報告のフロンティア（体系現代会計学第6巻）』中央経済社、2012、309-345頁。

日本公認会計士協会[2010a]「サステナビリティ情報保証業務に関する論点整理」（監査・保証実務委員会研究報告第22号）、2010。

———[2010b]「排出量取引制度における排出量情報の信頼性確保に関する提言—検証制度の枠組みについて」（経営研究調査会研究報告第39号）、2010。

———[2011a]「国際保証業務基準3410『温室効果ガス情報に対する保証業務』（公開草案）に対する意見について」、2011。

———[2011b]「投資家向け報告におけるサステナビリティ課題の識別と重要性評価—開示課題を特定するための考え方と方法論の検討」（経営研究調査会研究報告第44号）、2011。

———[2015]「統合報告の国際事例研究」（経営研究調査会研究報告第55号）、2015。

古庄修[2010]「財務諸表外情報の位置づけ」山崎秀彦編著『財務諸表外情報の開示と保証—ナラティブ・リポーティングの保証』同文館出版、2010、21-44頁。

———[2011]「統合的財務報告におけるナラティブ情報の信頼性確保と保証問題」『産業経営研究』33号、2011、39-50頁。

水口剛[2011]「責任投資のための開示制度」水口剛編著『環境と金融・投資の潮流』中央経済社、2011、73-121頁。

———・魚住隆太・古室正充・渡邊泰宏・佐伯剛[2007]「座談会 環境・CSRと公認会

- 計士の取組み－現況と展望』『会計・監査ジャーナル』625号、2007、87-100頁。
- 三代まり子[2014]「国際統合報告<IR>フレームワークの特徴と課題」『企業会計』66巻5号、2014、28-37頁。
- 森信親[2013]「金融検査の見直しの真意—より本質的かつ重要な問題に切り込むための改革」『金融財政事情』10月21日号、2013、10-15頁。
- 山崎秀彦[2006]「イギリスにおける『営業・財務概況報告書（OFR）』の開示と監査人による検証について」『産業経理』65巻4号、2006、31-41頁。
- 吉見宏[2008]「非財務情報の監査—企業価値の向上に向けて」『会計』173巻4号、2008、555-566頁。
- BIS：Bank for International Settlements [2012], *The Internal Audit Function in Banks*, 2012.
- [2013], *Principles for Effective Risk Data Aggregation and Risk Reporting*, 2013.
- CAQ：Center for Audit Quality [2012], *Summary of Workshop on the Evolving Role of the Auditor*, 2012.
- COSO：Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission [2013], *Internal Control — Integrated Framework*, 2013. (八田進二・箱田順哉監訳[2014]『内部統制の統合的フレームワーク（フレームワーク篇、ツール篇、外部財務報告篇）』日本公認会計士協会出版局、2014）。
- Deloitte [2011], *The Role of Internal Audit in Integrated Reporting: A Blend of the Right Ingredients*, 2011.
- FEE：Fédération des Experts Comptables Européens [2006], Discussion Paper, *Key Issues in Sustainability Assurance：An Overview*, 2006. (日本公認会計士協会訳[2006]「サステナビリティ報告書の保証業務における主要な論点の概要」、2006）。
- [2008], Discussion Paper, *Sustainability Information in Annual Reports: Building on Implementation of the Modernisation Directive*, 2008.
- [2009], Discussion Paper, *Auditor's Role Regarding Providing Assurance on Corporate Governance Statements*, 2009.
- IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board [2012], *International Standard on Assurance Engagements (ISAE) 3410, Assurance Engagements on Greenhouse Gas Statements*, 2012. (日本公認会計士協会訳[2013]「国際保証業務基準第3410号『温室効果ガス報告に対する保証業務』」、2013）。
- ICAEW: Institute of Chartered Accountants in England and Wales [2003], *Preparing an Operating and Financial Review: Interim Process Guidance for UK Directors*, 2003.
- [2009], *Audit Quality, Evolution: Changes in Financial Reporting and Audit Practice*, 2009.
- IIRC：International Integrated Reporting Council [2011], Discussion Paper, *Towards Integrated Reporting, Communicating Value in the 21st Century*, 2011. (日本公認会計士協会仮訳[2012]「統合報告に向けて—21世紀における価値の伝達」、2012）。
- [2013], *The International <IR> Framework*, 2013.
- [2014a], *Assurance on <IR>: an Exploration of Issues*, 2014.
- [2014b], *Assurance on <IR>: an Introduction of the Discussion*, 2014.
- Kanodia, Chandra [2006], Accounting Disclosure and Real Effects, *Foundations and Trends in Accounting*, vol.1, no.3, 2006, pp.167-258. (佐藤絃光監訳/奥村雅史・鈴木孝則訳[2011]「会計ディスクロージャーと企業行動—市場の価値評価は経営にどのような影響を及ぼすか」中央経済社、2011）。
- Novo Nordisk [2014], *Novo Nordisk Annual Report 2013*, 2014.
- PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board [2011], *Concept Release on Possible Revisions to PCAOB Standards Related to Reports on Audited Financial Statements and Related Amendments to PCAOB Standards*, 2011.
- [2013], News Releases, *PCAOB Proposes a New Auditing Standard to Enhance the Auditor's Reporting Model*, 2013.
- UK [2012], *The Kay Review of UK Equity Markets and Long-Term Decision Making, Interim Report*, 2012.